

# 精神障害の労災認定フローチャート

① 認定基準の対象となる精神障害を発病している



② 業務による心理的負荷の評価

1 特別な出来事に該当する出来事がある場合

2 特別な出来事に該当する出来事がない場合

(1) 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定 : (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

(2) 出来事ごとの心理的負荷の総合評価 : (弱、中、強)

(3) 出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価 : (弱、中、強)

別表  
1

弱

中

強

労災にはなりません

別表  
2

③-1 業務以外の  
心理的負荷  
の評価

強度Ⅲに該当する出来事  
が認められない

強度Ⅲに該当する出来事  
が認められる

かつ

または

③-2 個体側要因の  
評価

個体側要因がない

個体側要因がある

労災認定

業務以外の心理的負荷や個体側  
要因により発病したのかを判断

労災認定 ← ■ ■ ■ 自殺

労災にはなりません

〔 精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、  
自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく  
阻害されている状態で行われたもの 〕